

## 東京都がん対策推進計画とは

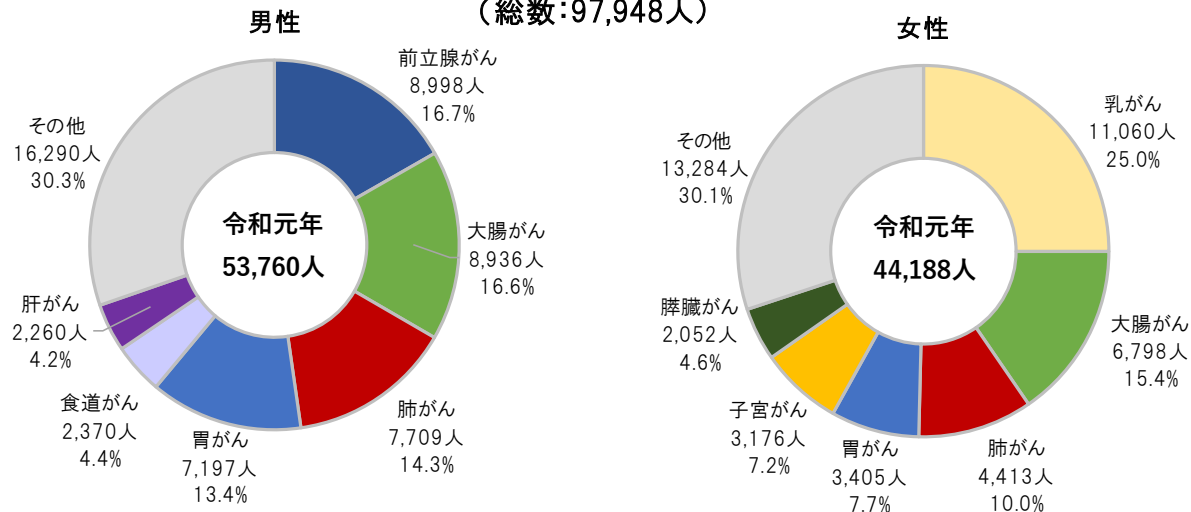
都道府県が、がん患者に対するがん医療の提供状況等踏まえ策定する、がん対策の推進に関する計画（がん対策基本法第12条第1項）

## 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間（少なくとも6年ごとに必要に応じて変更）

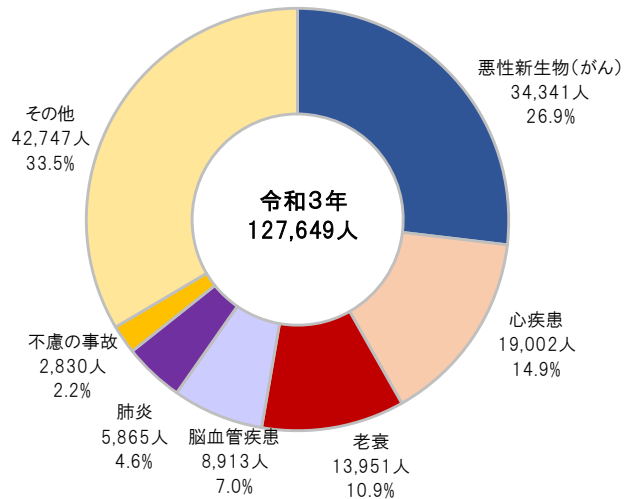
## 都のがんの状況

東京都の部位別がん罹患数(令和元年)  
(総数:97,948人)



出典:「全国がん登録」(厚生労働省)

東京都の主要死因別死亡者数



出典:「人口動態統計(令和3年)」(東京都保健医療局)

○ がんの罹患を防ぎ、がんによる死亡を減らすため、がんの予防・早期発見が必要

○ がんによる死亡を減らし、患者及びその家族の療養生活の質を向上させるため、適切な医療を受けることができる体制の充実が必要

○ 患者及びその家族の療養生活の質の向上を図るため、誰もが社会で自分らしく安心して生活できる環境の整備が必要

## 全体目標及び分野別目標

「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての都民とがんの克服を目指す。」

## 【がん予防】

科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

## 【がん医療】

患者本位で持続可能ながん医療の提供

## 【がんとの共生】

がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築

## 第1章 計画改定に当たって

- これまでの国及び都のがん対策、本計画の位置付け及び計画期間・進行管理方法

## 第2章 がんを取り巻く現状

- 都における死亡・罹患の状況、がん医療に係る地域特性等

## 第3章 全体目標・分野別目標と基本方針

- 本計画期間におけるがん対策の全体目標とその考え方

## 第4章 分野別施策

### I がん予防

#### 1 がんのリスクの減少（一次予防）

- 生活習慣・生活環境の改善に向けた取組の推進
  - ・ 喫煙率減少、受動喫煙対策の推進
  - ・ がんのリスクを下げる生活習慣・環境づくりの推進
- 肝炎ウイルス、HPV等の感染に起因するがん予防のための取組の推進

#### 2 がんの早期発見（二次予防）

- がん検診受診率60%の達成に向けた区市町村、職域等の関係機関支援及び普及啓発の推進
- 科学的根拠に基づく質の高いがん検診の実施や、精密検査受診率90%の達成に向けた体制の整備

### II がん医療

#### 1 がん医療提供の充実

- 拠点病院間の役割分担の整理と明確化を通じた、拠点病院等における医療提供体制の充実
- 二次保健医療圏内連携体制の構築の推進を通じた、地域の医療機関におけるがん医療提供体制の充実

#### 2 診断された時からの切れ目のない緩和ケアの提供

- 診断時からの経時的な苦痛・つらさの把握と適切な対応の推進、診断時の支援の充実
- 緩和ケアに係る人材育成の充実・強化
- 都民等に対する緩和ケアに関する正しい理解の促進

#### 3 小児・AYA世代のがん医療に特有の事項

- 移行期医療支援や成人領域と小児領域の連携の推進
- 長期フォローアップの推進

#### 4 高齢者のがん医療に特有の事項

- 医療機関と介護事業所等の連携の推進

### III がんとの共生

#### 1 相談支援の充実

- がん相談支援センターへのつなぎの促進
- ピア・サポーターの提供推進

#### 2 情報提供の充実

- 東京都がんポータルサイトによる効果的な情報発信

#### 3 社会的な問題への対応

- 治療と仕事の両立支援
- 就労以外の社会的な問題への対応（アピアランスケア等）

#### 4 ライフステージに応じた患者・家族支援

- 患者のライフステージ（小児・AYA世代、壮年期、高齢者）に応じた適切な支援等の推進

### IV 基盤の整備

- がん登録、がんに関する研究、がん教育の推進

## 第5章 計画推進のために

- 都や区市町村、都民、医療機関、事業者、医療保険者、教育機関等の役割